エバーニュース

EVER NEWS

連載

- サブスクリプションについて
- ●従業員との求償問題について
- ■無料相談会のご案内
- ●料金のご案内/事務所のご案内







個人の方へ

サブスクリプションについて

■ サブスクリプションという言葉をお聞きになったことがありますか。書籍などの定期購入と聞けばお分かりになると思いますが、それと同様に、あるサービスを一定期間内に定額で利用することを指します。例えば動画配信や音楽聴き放題サービス、コンピューターソフトの利用、あるいは洋服のレンタルなど様々な分野で利用されています。業者側にとっては、顧客の囲い込みになりますし安定的な収入が得られるというメリットがあり、消費者にとっては追加費用を要せずに定額で様々な商品やサービスを楽しめるというメリットがあります。「所有」にこだわらない考えの広まりとともに増加しているサービスといえます。この利用が増えるとともにトラブルも増えてきています。今回は、国民生活センターの報告として公開されている例をもとに考えてみたいと思います。

2 消費者トラブルの内容

国民生活センターの報告によれば、トラブルの傾向として、①入会、契約に関するもの、②退会、解約に関するもの、③サービスの内容、利用方法に関するもの、に分類されています。

①については、「○ヶ月無料期間」「無料トライアル」などの表示を見て利用を始めたところ、無料期間内の解約を忘れて自動的に有料サービスに移行したり、自動的に有料サービスに移行することを知らなかったり、解約したつもりが解約されていなかったなどのケースが挙げられています。無料サービスを始めるにあたってクレジットカードを登録するために、有料サービスに移行するとそのまま料金がクレジットカードから引き落とされ、クレジットカードの履歴に注意していないとずっと引き落とされたままとなってしまいます。

②については、解約(退会)したつもりが解約できていなかったり、方法がわかりにくく解約(退会)できない、アカウントやパスワードを忘れてしまったため解約手続きが複雑になり対応できない、などのトラブルがあります。

③については、予想した内容とは異なるサービスの質であったため利用しなかったり、また利用できないなどのケースもあるようです。

そのほかにも、広告がカウントダウンになっていて、 せかされるままに契約条件をよく確認せずに契約してし まったり、契約条件が読みにくい場所に記載されていて 契約条件に気づかないまま契約するなど、表示方法に問 題があるものもあります。

電話で解約しようと思っても電話の回線が混み合っていてつながらないなどの場合もあるようです。

3 対策について

まず、広告に惹かれて衝動的にあるいは安易に契約してしまうことがトラブルの原因になっているおそれがあります。

そのためには、i) 契約条件及び契約内容をよく確認 すること、特に「無料期間」という場合にはそのあとに 有料期間が控えていると思うべきですからよく条件を確 認してください。そして、申込画面を含めてホームペー ジ面を印刷ないしはスクリーンショットで保存してくだ さい。次に、ii) アカウントやパスワードをきちんと管 理してください。インターネット上ではこれによってマ イページなどで手続を行うことができますが、これらの 情報を忘れてしまうと手続が面倒になり利用や解約に支 障が生じますのでご注意ください。そして、iii)解約方 法を確認することです。「解約」のほかに、「退会」「休 会」「一時停止」などサービスによって様々な名称がつけ られていることがあります。一部のみの解約のつもりが すべて解約となりポイントを失ったなどのこともありま すのでサービスごとに契約内容を確認し、解約の場合に も一部なのか全部なのか確認してください。そして解約 先である会社名・所在地(連絡先)も確認し保存してお いてください。インターネット上での手続が難しい場合 には通知による対処も考えておく必要があります。

契約後にただちに解消の必要性を感じた場合ですが、インターネットでの取引や通信販売に法律上のクーリングオフの適用はありませんが、契約上返品特約がある場合もありますし、通信販売については8日以内の解除権を行使できる場合もあります。また、契約内容の表記と実際の内容とが違う場合には錯誤による取消や消費者契約法による取消ができる可能性もあるのですぐにはあきらめないでください。ただ、トラブルを処理す

るための手間を要することになるので、上記 のようにまずは自己防衛を十分に行ってく ださい。お悩みの方はご相談ください。 事業者の方へ

従業員との求償問題について

1 使用者責任と従業員への求償について

従業員の行為により第三者に損害を与えた場合に、 従業員本人に加え使用者としてその損害を賠償しなけれ ばならない場合があります。従業員の全くのプライベー トな行為であれば本来は使用者が責任を負うことはあり ませんが、仕事上の行為により、または実質的に仕事で はなくても外形的に仕事のように見える行為により損害 を与えた場合には責任を負う場合があります。判例で現 れたケースでは従業員が権限を濫用して株券を発行した り、経理課長が代表印を盗用して手形を偽造したケース でも使用者責任が認められています。また、交通事故に 伴う自動車の運行に関しては比較的使用者責任が認めら れるケースが拡張されている印象です。なお、被害者側 の事情も責任の適用には検討材料となります。

さて、このように使用者が責任を負う場合に、その従 業員自身の責任はどうなるのでしょうか。公務員につい ては、国家賠償法に規定があり、公務員に故意又は重大 な過失がある場合は国は求償(被害者に賠償したうえで 当該公務員にその分の請求を求めることです) できると ありますので(公務員個人は被害者に直接の責任を負い ません。判例)、逆にそのような要件を満たさない場合 には公務員には求償できないということになります。で は、民間の場合はどうでしょうか。民間の場合には規定 がないので、被害者に対して直接責任を負うとともに、 会社が賠償義務を尽くした場合には従業員に求償できる かのようにも思えます。しかし、誠実に会社業務を行っ て損害が発生してしまった場合(例えば過失による賠償 義務の場合などが該当します)、常に従業員が最終責任 を負うというのは酷な結果となりますし、業務の萎縮を 招きます。そこで、判例は、求償できる場合について制 限を設けました。昭和51年7月8日の最高裁判決ですが、 事案は、石油等の輸送、販売を業として、タンクロー リー等を20台近く保有していた会社が、経費削減のた め、保有車両について対物賠償責任保険と車両保険には 加入していませんでした。ある従業員が、主として小型 貨物自動車の運転業務に従事していましたが、特命的に

タンクローリーに乗務することがあり、タンクローリー の運転中、前方不注意により前の車に追突し双方の車 を破損させました。会社は、従業員にこの修理代の『全 額』を請求しました。最終的に、裁判所は、請求額の4 分の1のみを認めましたが、その時の判旨では、「使用者 は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務 の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行 為の予防もしくは損失の分散についての使用者の配慮の 程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担とい う見地から信義則上相当と認められる限度において」、従 業員に対し損害の賠償または求償の請求をすることがで きるとされました。個々のケースで違いますので一概に 決めることはできませんが、従業員の対応や使用者側の 対応も含めて求償の可否が判断されることになります。

2 従業員から会社に対する求償について

会社の方が従業員よりも資力があることが多いので、 従来は会社が使用者責任を負い、従業員に求償できるか という問題が主でした。ところが、令和2年2月28日に、 従業員から会社に対して逆に求償するという「逆求償」 について最高裁の判決が下されました。この事案は、ト ラック運転者として運送業務に従事していたところ、死 亡事故を起こしてしまいましたが、会社は自動車保険契 約に加入していませんでした。従業員は、遺族に対して 賠償金を支払い、会社に対して損害の負担を求めまし た。最高裁は、従業員の活動によって会社は利益をあげ たり、自己の事業範囲を拡張して第三者に損害を生じさ せる危険を増大させていることから損害の公平な分担と いう見地より、使用者責任の規定に基づいて使用者に負 担させることを認めました。具体的な結論は再度高裁の 審理に委ねることとしましたが、これまで議論されてい なかった部分について判断が下されたのです。会社とし ては従業員の労働環境も含めて第三者に損害を与えない よう配慮をするとともに、保険契約に加入するなど適切 な損害分散の方法に配慮する必要があります。今後より ご注意いただければと思います。お悩みの方はご相談く

無料相談会の ご案内

2020年6月18日木曜日、6月24日水曜日、6月30日火曜日、7月8日水曜日のいずれも 午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。 なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

http://ever-lawyers.jp/ 「エバー総合法律事務所」で検索を



のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分

3000円プラス消費税

1時間

5000円プラス消費税

予約電話番号 043-225-3041

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

●労災

相続

■民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げま した。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には(仮差押えがない裁判のみの場合)

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円のみの場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用(精神科医師の費用ですが5万円から10万円が 目安)

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。



のご案内



〒260 - 0013 千葉市中央区中央4 -12 -1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹 (千葉県弁護士会所属)

TEL 043-225-3041 FAX 043-225-0071

業務時間

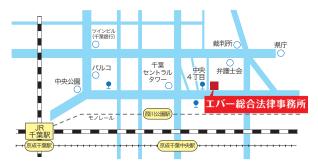
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、 土曜日などご要望の場合にはご相談 ください。

ホームページ

http://ever-lawyers.jp/

「エバー総合法律事務所」で検索を



- ●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
- 駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。